

古書



和書門			
二	八	二	九
一	〇	〇	〇
冊	架	函	號



庫文門内			
二	八	二	九
一	〇	〇	〇
函	冊	號	類

(二十三冊)

三十二



内閣文庫		
番號	和 28420	
冊數	100 (32)	
函號	211	300



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM, Kodak





明治十二年

着欽政

伝馬の屋敷

唐の十経の樂

上戸下戸の稱

磐尾三郎

仙傳の五部

我帝王の謚始

了法寺住持

武士の名

法成より少刑

を求まらば公評

あむらひ

道退

十種香

原巳居官終

横川氏

公武の武家

三亥首神威

朝鮮堂士評

干城好仇

義経の嘉祥

を名歌の詩

雅意

尾東漸山

空尾梅尾

下野國二鳥山

○仁 父子有親

義 君臣有義

禮 夫婦有別 ○脩己敬行知

智 長幼有序

信 朋友有信

此天命本體 人道當然 為學實切

聖則全焉

賢則守焉 徹古今

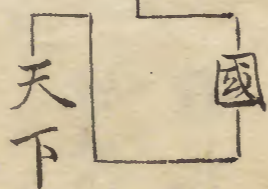
衆則蔽焉

惡則罔焉

偏則差焉

其揆一也

通遠近



新におかきせりとの飛騨乃侍りたるは日本後
及らりて九日よかきせりたるは

○前將軍家 儒者云 兼云く存正月亦るは侍牌を

立し加峰院二不前右府と号して侍儀奉行

とせりしりる 二月朔の 初まに 存正 勅定ありて

常憲院と崇号を造しよかきせり正一位太政

大臣を造りせり 宣命ホ 勅文ハ書経ハ胤征の

文字あり

先王克謹天戒臣人克有常憲百官修輔厥后

惟明云 常憲者奉法修職

侍崇号ハカレたハリルハ 勲字具稱参ハレたる

も臣の侍職ハのまに後ハてまのらるるは我

帝業乃のちたるは 是侍ハ足利家と氏ハ

等持院と号せり は侍乃奉りハ侍乃文字也

其ハ代ハ侍家の号せり 院号たりハ我國家

東照乃侍崇号ハ男あり 台徳云ハハ侍名院重澄

乃山キ侍徳号を 勅授ハ 侍ハハ侍ハ

今も侍崇典則ハ 侍ハハ侍ハ

ハ亦治世乃 侍ハハ侍ハ

○尾州斯波氏の紋窠乃紋アリ 亦枝之福也廣井の

ハ後古神岳古緊三福アリ 斯波ハ鷹爪牧民の紋

ハ三福アリ

○ 牧氏系圖

○ 斯波左兵衛督義良

尾州屋形清須城主

斯波治部太輔義通

斯波右兵衛佐義録

三松軒

津川玄蕃允義冬

津川弥太郎義長

牧下野守長義

尾州春日井郡川村城主
母、牧左近女

牧与三左卫門尉長清

尾州愛知郡小林城主
法名梵阿妻、信長公妹

女子 細井博之助妻

牧喜右衛門尉長治

法名休菴
春日井郡長久手村住

牧右衛門四郎長正

元龜三年十二月三方原之役属神原小平太戰功蒙丹羽
六太夫酒井与九郎走援長正歸濱松城而死四十二歳法名喜祝

牧助右衛門長勝

勢州大内内役十六歳也其後属滝川一益甲州天目山
役顯武功一益入高野山之後奉社家康公相州小田原
從北九歳慶長十四年十一月奉命来尾州名古屋城檢地
繩張不

牧助右衛門

牧下野守

牧内記 奉仕尾公

○ 尾州丹羽郡稻木庄犬山城主歴代

犬山古中世以来妙法院門之領主なり
斯波氏之維てお居減田氏領之
永享の末より

斯波元勲 始テ城ヲ築クト云

郷廣仲子

織田遠江守廣近 法名珍岳常室

織田大和守敏定

織田左馬助敏信 後号伊勢守法名常也

敏信男

織田伊勢守信安 法名常永

敏定男

織田彈正忠信定 法名日巖

織田今次郎信康 法名白巖

信康男一云弟ナリト

津田十郎左五門信仲 法名哲弁宗傳

池田勝三郎信輝 後号絶伊守法名勝入

織田源三郎信房 初ハ勝長

中川勘右五門定成 信雄臣也

定成勢州峯ノ城ヲ去テ龜山ニ入然ニテ退散

ノ時池尻平右衛門ニ害セラルル此際定成其弟僧

某ヲシテ犬山ノ城ヲ守ラシムルノ処ニ池田勝入龍

未テ城ヲトリ再ヒ有之云々

池田勝入 加藤遠江守泰景 初左内匠

武田五郎三郎清利 信雄臣 土方勘兵衛雄良 信雄臣後改雄久

武藏入道常嗣 関白秀次実父初称長尾武藏守吉房後号三位法印

三好宰相秀俊 秀次弟 三輪出羽守 秀次臣

三輪五郎右衛門 秀次臣 石川備前守光吉

北條左衛門大夫氏勝 松平左馬介忠頼

右二人關ヶ原役後交守城

小笠原和泉守吉次 三任中將忠吉臣 平岩主計頭親吉

成瀬年人正正成 成瀬年人正正虎

成瀬隼人正正親

成瀬隼人正正輝

○ 惣田社を司及以祝師惣捨括小袍の紋相付を
 用ひ凡そ相付ハ 皇家法袍とて織りこみ物何
 して地下の御官用之や同中人侍りしと曰法社
 の神人信袍の紋あり其社の神衣をカトて着
 侍りしや古存其俗あり惣田の御官も亦存り
 亦其衣も惣田の社遷すの時此を文書として田島
 殿に存せしと内白

惣田社神衣法社法遷す祝師役と法

一 於于神前七日儀しして大ま八割ま西社乃法

三のらひをこの中ハ 雜用十也文

一 祝少裝束のふ三十也文

一 伴の衣裝束のふ十也文

一 且形方ハ 前後の社法三十也文

一 法遷すをてして法神の衣法本祝少納めト

此末ハの一條にて神衣をね取して着せし明法
 事司及以惣捨括小袍の紋あり其自の紋も司
 衣ありしと内白

○ 亦同大司法をてて維人祝師家も惣捨括小袍
 衣法何法 今のこときいふ司才一丸田島馬場
 の西社殿も老よりしてこそ二二三の衣法者侍り

但至世之要月也。道老法身之入。尾法氏之安。并
り。予古状乃伴。又田島家。

とて度東極大徹古法。法法。付の申事。此方の
一有批判。一候。得る。事伴。一。先。通。り
於神能古法。法。法。定。心。小。森。六。村。宿。在。中。波。
作。付。如。前。之。法。成。以。重。見。可。法。如。果。不。在。法。由。
法。以。心。之。得。云。

七月廿五日

佐久間守經介

信盛

赤川三郎右衛門

宗廣

村井吉兵衛

貞徳

島田新助

秀順

祝言師為

子秋為

惣持按為

人々申

由り明存り。内下。新助。

古状を以て。心。信。長。公。乃。時。之。三。家。乃。決。意。也。
予。心。之。意。老。法。身。之。入。也。

○侍乃禮服也 志澳上烏帽子小サカ

略乃侍愈志澳 侍トテ一上トテ一サカケテ
侍トテ一上トテ一サカケテ

足利家の末と云くありて一喜福花後トテ一多クハカ

用ハ一今の神トテ一の上下の起テ一肩衣の云々トテ

信長云ハ一先トテ一先トテ一減田トテ一置老人トテ一

侍トテ一

○供武故事云角能六國時所造云々角能注云戰

國時講武以為戲樂相誇角其材力以相能闘云々

此今のお撰也

○於野群載九卷 小唐憲宗我國乃人トテ一

此本外官人トテ一此位記トテ一此制トテ一效トテ一

其文如左

日本國判官正五品上兼行鎮西府大監高階

真人遠成

右可中大夫試太子中凡餘如故

勅日本國使判官正五品上兼行鎮西府大監

高階真人遠成等奉其 君長之命我我會同

之礼哉溟波兩万里獻方物於三陰所且褒獎

錫班榮可依

唐元和元年正月廿八日

中書令 闕

中書侍郎平章事臣鄭綱宜

奉

中書舍人臣盧景亮奉行

勅如右牒到奉行

元和元年正月日

檢扶司空兼侍中使

門下侍郎平章事 黃韋

拾事申登

月日

侍都事

左司郎中

吏部尚書 湊

吏部侍郎宗儒

尚書左並平章事左中書

告日本國使判官正五品上兼行鎮西府大監

高階真人遠成奉

勅如右府到奉行

負外郎次元

主事榮日

令吏搃初

書令史

元和元年正月日

日下

引の... 書... 件の... 内... 局... 子... 一... 存... 南...
西... 納... 一... 一... 一... 右... 内... 漢... 字... 一... 振... 子... 一...

○ 巳丑五月朔日

天晴

關東御昇進

同日諸家御餐應

猿樂

同日 勅答云々

勅使

高野權大納言保春卿

庭田前權大納言重條卿

押小路大外記

壬生官務

山科民部大丞

青木左衛門尉

青木右兵衛尉

梅小路權中納言共方卿

鷺尾權中納言隆長卿

宣旨御使

告使

副使

仙洞使

東宮使

女院使

滋野井宰相公澄卿

中宮使

外山前宰相光頼卿

大准后使

交野三位時香

御衣紋

高倉前權中納言永福卿

御身固

土御門陰陽頭泰連朝臣

上首

法衣紋法身固中法皇女院云々

二條右大臣綱平公

近衛左大将家久卿

宣旨御位記之目

征夷大將軍

右近衛大将

右馬寮御監

淳和時學西院別當

二通十リ

源氏長者

右六通 官務方 藍箱 青木充衛門尉
内大臣 正二位 御位記 大将叙当
隨身兵仗牛車

右五通 外記方 藍箱 青木右兵衛尉

右御大廣間 出御 造使進立庭上呼御昇進

^{二音}高声次 勅使院使等進 御叙等御拜 次右大臣

家以下御太刀進上宮、並殿下左大臣家等之

御使畢二條家近衛家殿上人傳奏之雜掌並樂

人惣代御冠師御裝束師等、至之奉拜云々

今日公武有官面、皆束帶云々

二月三日堂上方法餐應猿樂

翁 三番叟
八幡風流

関口

仁右忠
氏を以
權右忠

夫、天長く地ふくたふく、松のかけ

ふくく、井水、乃常々、民はく

けり、て、て、て、て、て、て、て、て、

高砂 親世 三十四郎 権右忠 三郎右忠
権右忠

田村 全世 八右忠 六七 法九郎
長右忠 長右忠

東北 宝生 新八郎 市法左忠
法右忠 市法左忠

紅葉狩 全割 彦右郎 三右忠
新右忠 修吉 六八

祝言

七た吏

茂者燕

流之江 み4印
法本江 長法江

祝言

末おんりり

仁者赤門

いんか

酒を江

五月十九日尾公結公水戸公於秋元但馬与喬朝家
會盟云々

前將軍江改始乃時を三家乃公於坂田筑前与

正後家と監也豊臣秀吉聚乐行幸の時會諸

大名令盟自此云々

同日公乃尾公帰國上意

上使大久保
如松也

賜長光御刀

御馬一疋時服一百白浪一多枚御籠一本云々

文武の官人乃有次ふ位以上を位次よりして席を

すも同位を按位の先は依ひて座を六位以下
を右左次より上を右より左の定法也

〇凡そ位は叙するに従五位下より従五位上より昇り正

五位下より斗し正五位上よりつむらひありて凡そ左

右乃糸友の位位より右を左と却て左より従四

位下より越階より正五位上より正四位上

より依むらひありて凡そ皇太子の侍中留心の奉位

大弁の位位より承りてや却て従三位より越階より

正四位上より宣下より正五位上より凡そ位上の

位より同位より凡そ位上の位を凡そ正四位上より

美里少治尚房 承人氏
右少弁 承人正五位上 豊松益光 左中弁

法園治房 右少弁 元より中外一季世より一も辨

官の主職より一も辨一因位並に立りしもの也

○西京正法山妙心禅寺乃地者一籍田の跡より一

後行在り擬して高島を建花園を治りし時の人

花園を治りし時の人 延喜中 回祓より 白河後法

字園を以て左府有仁より編より一仍て沙汰を罷り

燕居より世より一花園の事より一 花園を左大臣の御より一假山

花園より樹名花園西起乃一壮観より一一旦兵災

より厄より一島有より一延喜帝以地より一雜より一

時上皇 花園寺 花園を焼て榮着より一開山和尙

を以て開山より一 上白の森ありより一

吹より寺後より王風候を建く仙居より一 或は蘇東候より一

義弘礼を森より一時寺を没せし意にえきの

大社より曠墟より一 或は蘇東候より一

大社より曠墟より一 或は蘇東候より一

大社より曠墟より一 或は蘇東候より一

大社より曠墟より一 或は蘇東候より一

○楠正成より一 或は蘇東候より一

の侍を以て一 或は蘇東候より一

云々を以て一 或は蘇東候より一

一水を以て一 或は蘇東候より一

ツと一 或は蘇東候より一

一 或は蘇東候より一

○ 平信長桶狭間の役小治まゝとて北馬メウマを引りしを
自秘蔵の馬十二疋を展掲風小猫描せありしを彼北馬を
其中の圖せしりきりしを展風滅田山城古長靴
長直逝去の存き遺物として我大納言家へ傳へし
侍也

○ 地下の官人半上の列に加ふる侍道連逆とてすあり
そとに三位ありしは四位とありて昇為は

補任を授けりし大伴直景忠仁延寶六年十月
廿一日進從三位同日神祇権大副 了如同日二月九日逆退
更叙四位下同日廿一日延昇為左其二月九月十日後
叙從三位

○ 唐朝二十部の樂を立たてし

- 燕樂 清高 西涼 天竺 高麗
- 龜茲 安國 疏勒 康國 高昌

我邦よりきし樂は中なり

○ 同十香ありし十種ありし何をありしを香
みや答印海を授けりし

- 梅檀伽羅 沉水 蘇合 薰陸 鬱金
- 白膠 青木木香 零陵 甘松 鷄舌丁香

○ 群書類要卷三の庶民婚禮の条より上戸八瓶下戸
二瓶とありし民戸の上下を以てし瓶數多し少きを
以て飲酒の多きを以てし民戸の上下を以てし

うわす

○ 處已警語曰千言千中不如一嘿百巧百成不如一拙

○ 居官警語曰富不親兮貧不疎兮此是人間大犬夫富則進兮貧則退此是人間真小輩 事林廣記

○ 源義經一の谷を攻めし時素直老しきし物尾庄武久吉持お名田註山田在系野村の人也之先之祖を伊勢守氏たり萬原親王十四世安濃傳三郎貞衛の孫素直之孫法綱始て物多路と稱す之嫡を右江維綱次を三郎武久と稱す一古義子入りし

此裔原野村今も在漢してあり元祿の以て然多尾野村出義之り村民常ふ此を席上より其をいひし

○ 捲川氏を官道乃姓持お名田郡捲川村より出

按りしに當郡捲川より村あり蓋此の段なり

○ 仙侍五部 仙頂部 如来部 菩薩部 童子

明王部 童子 諸天部 星宿神將 兼又等

○ 近世異姓相續諸家大槩

近衛信尋公 後陽成院 皇子 一條昭良公 信尋公 弟

正親町季秀 源重保男

持明院基定 吉良義明男

以上藤原氏

庭田經資

白川雅陳 藤原永孝男

廣幡豐忠 久我通名男

以上源氏

東坊城盛長 藤原為康男

以上菅原氏

武家大槩

保科正之 秀忠公男今至正信朝臣後松平

岩隆貞隆 佐竹源義重男

上杉 長尾氏元平家輝席以來冒藤原

久松 元菅原定勝賜松平故冒源氏

本多中務太輔忠國 松平刑部太輔源賴之男

本多縫殿助康俊 酒井忠次二男

小笠原左衛門佐信之 酒井忠次三男

秋元但馬守喬朝 戶田山城守忠昌男本庄因幡守藤原宗資男

牧野周防守康重 稻葉越智正則男

土井山城守利忠 土方民部雄賀男

内藤主殿頭政貞 水野伊豆守守正男

内藤駿河守清枚

松平右衛門大夫正綱 大河内秀綱男

松平丹波守康重 本稱戶田主殿介藤原氏十リ

松平周防守忠次 本松井左近

松平丹後守重直 小笠原秀政男

相馬圖書頭宣胤 佐竹少將源義房男

石川主殿頭忠総 大久保忠隣男

服部中務少輔安政 堀田侍從紀正盛男

板倉頼母重高 小出藤原英利男

九鬼式部隆資 松平伊勢守男

九鬼大和守隆方 柳生對馬守宗在男

九鬼兵助隆休 戸田土佐守忠定男

堀美作守親常 近藤織部正男

西尾丹波守忠永 酒井重忠男

増山兵部少輔利須 那須遠江守資祇男

市橋兵部直方 溝口藤原重雄男

久留島織部 服部淡路守安昭男

太田原備前守典清 織田小重郎男

柳生帯刀宗重 岡部長春男

右並右以上之侍也其他暫略之

○或曰我帝王乃後古之代よりと云

秋日本記曰神武等謚号、淡海御船奉勅撰也云々

於此より淡海之形を、古を六より生れし、延暦四年

より事あり日本記古昔を四より、奉覧の事也此より

三弘生より以前より、舍人親王は、櫻の崎を神日

臣氏の一戦も儒臣の防ぎや只おめ
くく座を〜太子を〜水 船餅を
東方の内〜水行と若國〜唐土人の事あり
よもを〜武佐も〜若國を〜防ぐ
若國の人を〜

○凡そ武を名〜忠義を武の伴
を〜忠義を武の伴 智勇に武乃用也 伴用
を〜忠義を武の伴 智勇に武乃用也 伴用
把身た〜人ゆを片〜忘〜き也 協力聖
賢の事〜治兵の道を脩て私臣威子乃罷
ち〜を〜

儒臣乃言のよ〜必公志もつ〜
〜武乃用た〜我子姪志を〜
立〜武乃名不肖〜事あり

○詩の關雎〜桃夭〜皆婦徳をの〜
を〜園門の欲を〜免置の詩始〜男子の徳
を〜て文学風雅の〜文〜兵起〜
武夫を公侯の干城〜好仇〜
蓋〜男の徳を武〜
の儒者武〜
干城好仇〜
凡そ〜周も〜武乃名不肖〜事あり

後世長袖博帶の儒者のこゝろ大にんやいんや
我國經津主武甕槌の西神を降しゝるひも
て見よ命藤原を擁持して天下をまもるんや
四海の干城を公におもひや給のこゝろ我万世
の帝祀武徳を以て守内を治まらん神武の道
をんてしんてんかも

○ 涼義經の妾靜蓮女ふ下りし口懐く水に於て
心乃前よりして懐くくおの徳をこゝろおんて
梶原以下よ黷らさるる一と奇特ふあゝ水に
に好世の婦女をさかゝる堅固乃志あるんや男子
も時勢よつて義を忘る侍ら若少かゝ後

○ 或曰公方家法しあしきをほ成るゆん成の字も行
の義ありサ夕と曰夫帝乃ほのあまきをねむり
しゆりし院をいし幸あしせありしゆん是利家の
時法事院中の事を准きしゆりしゆんのほあ
らまのふちんといはんもあしあしゆんの二字を
略して公葉のあしすしせのふちんといはんは
たしと轉しぬりといはん

葉乃あしすしせのふちんといはんはたえたりて子
乃法事して古事いふんてん

○ 近衛前殿下 基熙公 葉東法下向の時法供ふつふ

ゆりかゝる葉法下をんてん若くは法下法をぬりてん

とを薄く山を遠く遊をすりしめ

流るるくみしつたにこそか

をききおほはれもいとくつたに

と淡かしく語をいひさるしつたに

去なりしと度のもよもをさかす

けしきと花をすしし歌歌かたふ

若のしつたに流るる侍を流るる

らしつたにやんぬの詩を此に

○ 初秋友とを心の歌とて詩つ

を抄りゆ

雲墨イ疊奇峰疑雪光

芦花過雨引新涼

金風玉露飛烟外 月下秋寒雨鬢霜

○ 或同中世の妻と雅意と信を

の字終之がらん雅を正也常也

つに雅をよまし事の中にと

の解とありん雅をよまし事

すのつを雅をよまし事

まかすあり

○ 尾北終麻尾の海起とよまし

附もあし按するに山城國

似きり山なりしつたに

尾より山岬岡乃所を流るる

ヤマガタラヤ

尾より下す也此の如くも尾より下す也

梅尾 尾州の梅尾も号小井戸あり 松尾 尾州の梅尾も号小井戸あり

やまさ山乃高尾を秀出乃岬 岬も

水尾川をき 平尾 尾州の梅尾も号小井戸あり 尾 尾州の梅尾も号小井戸あり

山城一國乃内子 尾州の梅尾も号小井戸あり 地形を凡右表

尾東津戸山ありせし海海破をく山海の方を

下迫流しすを海海破乃海海をく地ふせしゆの

一てありしりし人ありしり下我州陶器の製

知多郡の海をく初て新よつきくやりく

水のくしりかやとく知多津戸を

起り名ありし海海記ふ節流の歸もありも

州の海をく地あり

○下野國河内郡二荒山神社を忠神天皇の皇子

豊城入彦命 トヨキイリヒコ 天皇本紀曰崇神天皇四

十八年夏四月以豊城命治東國云々

日光并宇津宮乃海起はまきりし海ありて

一決をん今行し海海をく海神社の家は

皇朝御製
欽定四庫全書

日知錄
卷之四

內閣
庫

